

## 熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例施行規則

(平成30年10月17日組合規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例(平成30年組合条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2号の実施機関が定める記述等)

第2条 条例第2条第2号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(条例第6条第1項第8号に規定する届け出対象事務の届出)

第3条 条例第6条第1項第8号に規定するその他規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報を取り扱う事務の開始予定年月日

(2) 個人情報を取り扱う事務の根拠となる法令その他の規程の名称

(条例第15条第1項に定める請求書)

第4条 条例第15条第1項の規定による開示請求書は、別記第1号様式(個人

情報開示請求書)によるものとする。

(条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項等)

第5条 条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が15歳未満の者であるか、15歳以上の未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって開示請求をする理由(本人等であることを証明するために必要な書類)

第6条 条例第15条第2項(条例第22条第4項、第25条第3項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、イに掲げる書類のうちいずれか二の書類)

ア 運転免許証、個人番号カード、日本国旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳又はその他国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真の貼り付けられた身分証明書若しくは資格証明書

イ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書、学校教育法に規定する学校が発行した在学証明書又はその他本人であることを証明するために知事が認めるもの

(2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該法定代理人に係る前号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、同号イに掲げる書類のうちいずれか二の書類)及び戸籍謄本、登記事項証明書、成年後見登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明するための書類として組合長が認めるもののうちいずれか一の書類

(法定代理人の資格喪失の届出)

第7条 条例第14条第2項の規定により開示請求をした法定代理人は、条例第20条第1項及び第2項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を組合長に届け出なければならない。条例第21条第1項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

2 前項前段の規定は、条例第24条第2項において準用する条例第14条第2項の規定により訂正請求をした法定代理人について準用する。この場合に

において、前項中「第20条第1項及び第2項」とあるのは、「第26条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

- 3 第1項前段の規定は、条例第28条第2項において準用する条例第14条第2項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第1項中「第20条第1項及び第2項」とあるのは、「第31条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

(未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)

第8条 組合長は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合にあつては、条例第16条第8号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

(条例第20条第1項の実施機関が定める事項等)

第9条 条例第20条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時及び場所
  - (2) 開示の実施の方法
  - (3) 開示の実施に要する費用の額
- 2 条例第20条第1項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 別記第2号様式(個人情報開示決定通知書)
  - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 別記第3号様式(個人情報部分開示決定通知書)
- 3 条例第20条第2項の規定による通知書は、別記第4号様式(個人情報不開示決定通知書)によるものとする。
- 4 条例第20条第5項後段の規定による通知書は、別記第5号様式(個人情報開示請求決定期間延長通知書)によるものとする。
- 5 条例第20条第6項及び第7項の実施機関が定める事項は、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示、開示請求の年月日、意見書の提出先及び提出期限とする。
- 6 条例第20条第6項及び第7項の規定による通知は、別記第6号様式(意見書提出機会付与通知書)により行うものとする。
- 7 条例第20条第6項及び第7項の意見書は、別記第7号様式(個人情報の開示に係る意見書)によるものとする。
- 8 条例第20条第8項後段の規定による通知書は、別記第8号様式(個人情報の開示決定に係る通知書)によるものとする。
- (個人情報の開示等)
- 第10条 条例第21条第1項の規定による個人情報の開示は、組合長が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 行政文書の閲覧及び視聴(条例第21条第2項第4号に定める方法を含む。次項において同じ。)をする者は、当該行政文書を丁寧に扱うこととし、これ

を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 組合長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧及び視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 行政文書の写しを交付するときの交付部数は、1部とする。

(費用負担等)

第11条 条例第22条の規定により写しの交付を受けようとする者が負担しなければならない費用は、別表に掲げる額とし、前納とする。

2 組合長は、条例第22条の写しの作成及び送付に準ずるものを定めたときは、告示するものとする。

(口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときの公示手続等)

第12条 組合長は、条例第23条第1項の個人情報を定めたときは、当該個人情報の項目並びに開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 条例第23条第2項の実施機関が定める書類は、前項で定めた個人情報を取扱う事務に関して当該個人情報の本人に対して組合長が交付した書類であって、本人の氏名が記載されているものとする。

(条例第25条第1項第4号の実施機関が定める事項等)

第13条 条例第25条第1項第4号の実施機関が定める事項は、訂正請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか、又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって訂正請求をする理由とする。

2 訂正請求書は、別記第9号様式(個人情報訂正請求書)によるものとする。

(個人情報の開示を受けたことの確認)

第14条 訂正請求をしようとする者は、個人情報開示決定通知書、個人情報部分開示決定通知書又は他の法令等の規定若しくは組合長の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写しを提示しなければならない。

(条例第26条の規定による通知書)

第15条 条例第26条第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定 別記第10号様式(個人情報訂正決定通知書)

(2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 別記第11号様式(個人情報部分訂正決定通知書)

2 条例第26条第3項の規定による通知書は、別記第12号様式(個人情報不訂正決定通知書)によるものとする。

3 条例第26条第4項において準用する条例第20条第5項後段の規定による通知書は、別記第13号様式(個人情報訂正請求決定期間延長通知書)によるものとする。

(条例第27条の規定による通知書)

第16条 条例第27条の規定による通知書は、別記第14号様式（個人情報訂正実施通知書）によるものとする。

（条例第29条第1項第4号の実施機関が定める事項等）

第17条 条例第29条第1項第4号の実施機関が定める事項は、利用停止請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。

2 利用停止請求書は、別記第15号様式（個人情報利用停止請求書）によるものとする。

（準用）

第18条 第14条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

（条例第31条の規定による通知書）

第19条 条例第31条第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

（1）個人情報の全部を利用停止する旨の決定 別記第16号様式（個人情報利用停止決定通知書）

（2）個人情報の一部を利用停止する旨の決定 別記第17号様式（個人情報部分利用停止決定通知書）

2 条例第31条第3項の規定による通知書は、別記第18号様式（個人情報利用不停止決定通知書）によるものとする。

3 条例第31条第4項の規定において準用する条例第20条第5項後段の規定による通知書は、別記第19号様式（個人情報利用停止請求決定期間延長通知書）によるものとする。

（条例第34条の規定による通知書）

第20条 条例第34条の規定による通知書は、別記第20号様式（熊本市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書）によるものとする。

（条例第35条において準用する条例第20条第8項後段の規定による通知書）

第21条 条例第35条において準用する条例第20条第8項後段の規定による通知書は、条例第35条第1号に係るものは別記第21号様式（条例第35条第1号に係る個人情報の開示通知書）、条例第35条第2号に係るものは別記第22号様式（条例第35条第2号に係る個人情報の開示通知書）によるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区 分	写しの作成方法	金 額
文書及び図画	電子複写機による写し（A3判の大きさまでのものに限る。）	単色刷り1枚につき 10円

	プリンタによる出力（A3判の大きさまでのものに限る。）	単色刷り1枚につき 10円 多色刷り1枚につき 100円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
電磁的記録	録音ディスクに複写したもの	1本につき 200円
	ビデオディスクに複写したもの	1本につき 300円
	光ディスク等に複写したもの	1枚につき 200円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
備考	<p>1 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。</p> <p>2 写しの送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。</p> <p>3 業務委託とは、組合内では処理できない専門的技術を伴う場合をいう。</p> <p>4 電磁的記録の写しの交付については、全部開示のものに限る。</p>	

別記第1号様式(第4条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

様

請求者 住所 又は 居所 郵便番号 ー

(法人その他の団体にあつては、)  
主たる事務所の所在地 )

氏 名

(法人その他の団体にあつては、)  
その名称及び代表者の氏名 )

連 絡 先

(法人その他の団体にあつては、)  
担当者の氏名及び連絡先 ) 電話番号( ) ー

熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る個人情報 ファイルの名称	
開示請求に係る個人情報を 特定するに足りる事項	
求める開示の実施の方法 (希望する方法を○で 囲んでください)	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 その他( )

〈法定代理人等記入欄〉法定代理人等が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 (該当するものを○で 囲んでください)	1 15歳未満の者 2 15歳以上の未成年者 3 成年被後見人 4 委任
本人の氏名及び住所	氏名
	住所
本人に代わって開示請求 をする理由	

(注)1 請求の際は、本人又は法定代理人等自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。  
2 法定代理人等が請求する際は、(注)1の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。

〈職員記入欄〉次の欄は記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他( )
法定代理人等資格確認欄	1 戸籍謄本 2 その他( )
備考	受付年月日 年 月 日

別記第2号様式(第9条関係)

<p style="margin: 0;">個人情報開示決定通知書</p>		
		<p style="margin: 0;">第 号 年 月 日</p>
<p style="margin: 0;">様</p>		
		<p style="margin: 0;">実施機関 印</p>
<p style="margin: 0;">年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。</p>		
開示請求に係る個人情報ファイルの名称		
開示請求に係る個人情報の内容		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	円	
所管課等	(電話番号 (内線 ))	
備考		

(注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課等へご連絡ください。

2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。

3 法定代理人等が開示を受ける際は、法定代理人等に係る(注)2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。

4 2及び3の書類は規則第5条に定める書類ですが、不明な場合は、所管課等へお問い合わせください。



別記第3号様式(第9条関係)

個人情報部分開示決定通知書		
様	第 号 年 月 日	
実施機関	印	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本市町村総合事務組合個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。</p>		
開示請求に係る個人情報ファイルの名称		
開示請求に係る個人情報の内容		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	円	
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	条例第16条第1項第 号に該当 (理由)	
所管課等	課 (電話番号 (内線 ))	
備考		

**教 示**

この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市町村総合事務組合を被告として(訴訟において熊本市町村総合事務組合を代表する者は熊本市町村総合事務組合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課等へご連絡ください。

2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。

3 法定代理人等が開示を受ける際は、法定代理人等に係る(注)2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。

4 2及び3の書類は規則第5条に定める書類ですが、不明な場合は、所管課等へお問い合わせください。

別記第4号様式(第9条関係)

個人情報不開示決定通知書	
様	第 号 年 月 日
実施機関	印
年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第20条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。	
開示請求に係る個人情報ファイルの名称	
開示請求に係る個人情報の内容	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	(根拠規定) 条例第 条 に該当 (理由)
所 管 課 等	課 (電話番号 (内線 ))
備 考	
教 示	
<p>この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として(訴訟において熊本県市町村総合事務組合を代表する者は熊本県市町村総合事務組合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

別記第5号様式(第9条関係)

個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第20条第5項の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報ファイルの名称	
開示請求に係る個人情報の内容	
条例第20条第4項に規定する決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
所管課等	課 (電話番号 (内線 ))
備考	

別記第6号様式(第9条関係)

意見書提出機会付与通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

熊本県市町村総合事務組合では、個人の権利利益の保護と町政の適正かつ円滑な運営に資することを目的として、別添のとおり熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例を制定しています。

今回、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第15条の規定による開示請求がありました個人情報について、次のとおりあなた(貴団体)に関する情報が含まれています。同条例第20条第6項及び7項の規定により本件個人情報を開示するかどうかの決定に当たり、参考とさせていただきたく、意見を求めますので、ご意見がある場合には、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により、 年 月 日までに提出をお願いします。

開示請求に係る個人情報 が記録された個人情報 ファイルの名称及び公文書表示	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報に含まれている あなた(貴団体)に関する 情報の内容	
意見書の提出先 (所管課等)	(電話番号 (内線 ))
備 考	

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

様

請求者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

(法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名)

連 絡 先

(法人その他の団体にあつては、  
担当者の氏名及び連絡先) 電話番号( ) ー

年 月 日付け 第 号で通知のあつた件について、次のとおり意見を提出します。

個人情報の開示についての意見 (該当する番号を○で 囲んでください。)	1 開示しても差し支えない 2 開示に反対する
開示に反対する場合の 反対の理由 (開示することで生じ る支障等)	(1) 反対する部分  (2) 反対する理由

別記第 8 号様式(第 9 条関係)

<p>個人情報の開示決定に係る通知書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>実施機関 印</p>	
<p>年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出がありました個人情報について、次のとおりその【全部・一部】を開示することとしたので、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第 20 条第 8 項の規定により通知します。</p> <p>なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができますが、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますのでご了承ください。</p>	
開示請求に係る個人情報 が記録された個人情報 ファイルの名称	
開示することとしたあ なた(貴団体)に関する 情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け 第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした 部分	
所 管 課 等	課 (電話番号 (内線 ))
備 考	

別記第9号様式(第13条関係)

個人情報訂正請求書		年 月 日
様		
請求者 住所 又は 居所 郵便番号		—
(法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)		
氏 名		
(法人その他の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名)		
連 絡 先		
(法人その他の団体にあつては、 担当者の氏名及び連絡先)		電話番号( ) —
熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第21条第1項又は同条第2項において 準用する第14条第2項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。		
訂正請求に係る個人情報 ファイルの名称		
訂正請求に係る個人情報 を特定するに足りる事項		
訂正を求める内容		
<法定代理人等記入欄> 法定代理人等が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入 してください。		
本人の区分 (該当するものを○で囲 んでください)	1 未成年者 2 成年被後見人 3 委任	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	
本人に代わって訂正請求 をする理由		
(注) 1 「訂正を求める内容」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を具体的に記入し てください。 2 請求の際は、本人又は法定代理人等自身であることを証明する書類(運転免許証、 旅券等)の提出又は提示が必要です。 3 法定代理人等が請求する際は、(注)2の書類のほか、その資格を有することを証 明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。 4 請求の際は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類の提出又 は提示が必要です。		
<職員記入欄> 次の欄は記入しないでください。		
請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他( )	
法定代理人等資格確認欄	1 戸籍謄本 2 その他( )	
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書	
備 考	受付年月日 年 月 日	

別記第10号様式(第15条関係)

個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第26条第2項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報ファイルの名称	
訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
所管課等	(電話番号 (内線 ))
備考	



別記第 1 1 号様式 (第 1 5 条関係)

個人情報部分訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第 2 6 条第 2 項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報ファイルの名称	
訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正しないこととした部分	
訂正しないこととした理由	
所 管 課 等	(電話番号 (内線 ))
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として(訴訟において熊本県市町村総合事務組合を代表する者は熊本県市町村総合事務組合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第12号様式(第15条関係)

個人情報不訂正決定通知書	
様	第 号 年 月 日
実施機関	印
年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第26条第3項の規定により、次のとおり個人情報を訂正しないことと決定したので通知します。	
訂正請求に係る個人情報ファイルの名称	
訂正請求に係る個人情報の内容	
個人情報の訂正をしない理由	
所 管 課 等	(電話番号 (内線 ))
備 考	
教 示 この決定について不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として(訴訟において熊本県市町村総合事務組合を代表する者は熊本県市町村総合事務組合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

別記第13号様式(第15条関係)

個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第26条第4項において準用する第20条第5項の規定により、次のとおり訂正するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報ファイルの名称	
訂正請求に係る個人情報の内容	
条例第26条第1項に規定する決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
所管課等	(電話番号 (内線 ))
備考	

別記第 1 4 号様式 (第 1 6 条関係)

個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで個人情報の訂正の請求があり、次のとおり訂正を実施したので、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第 2 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る個人情報ファイルの名称	
訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
所管課等	(電話番号 (内線 ))
備考	



別記第16号様式(第19条関係)

個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、次のとおりその利用停止することと決定しましたので、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る個人情報の件名	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
所 管 課	(電話番号 )
備 考	

別記第17号様式(第19条関係)

個人情報部分利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することと決定しましたので、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る個人情報の件名	
一部を利用停止する内容	
利用停止年月日	年 月 日
所 管 課	(電話番号 )
備 考	

別記第18号様式(第19条関係)

個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、次のとおり利用停止をしないこととすることと決定しましたので、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第31条第3項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止しない理由	
所 管 課	(電話番号 )
備 考	

教 示

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県市町村総合事務組合に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として(訴訟において熊本県市町村総合事務組合を代表する者は熊本県市町村総合事務組合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



別記第19号様式(第19条関係)

個人情報利用停止請求決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報利用停止決定等については、次のとおり決定の期間を延長したので、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第31条第4項において準用する第20条第5項の規定により通知します。

個人情報の件名 又は内容	
延長前の期間	年 月 日( )から ( 日間) 年 月 日( )まで
延長後の期間	年 月 日( )から ( 日間) 年 月 日( )まで
延長の理由	
担当課	(電話番号 内線 )
備考	

別記第20号様式(第20条関係)

熊本市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けの審査請求について、次のとおり熊本市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、熊本市町村総合事務組合個人情報保護条例第34条の規定により通知します。

審査請求があった決定 又は請求に係る不作為 及び個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮問年月日	年 月 日
所管課等	(電話番号 (内線 ))
備考	

別記第 2 1 号様式 (第 2 1 条関係)

条例第 3 5 条第 1 号に係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで審査請求のあった件については、請求を【却下・棄却】  
することと決定しましたので、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第 3 5 条にお  
いて準用する第 2 0 条第 8 項の規定により次のとおり通知します。

審査請求に係る個人情 報の内容	
審査請求を【却下・棄 却】した理由	
所 管 課 等	(電話番号 (内線 ))
備 考	

別記第 2 2 号様式 (第 2 1 条関係)

条例第 3 5 条第 2 号に係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで審査請求のありました個人情報ファイルに記録されている個人情報について、次のとおりその【全部・一部】を開示することとしたので、熊本県市町村総合事務組合個人情報保護条例第 3 5 条において準用する第 2 0 条第 8 項の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報 が記録された個人 情報ファイルの名称	
開示することとした あなた(貴団体)に関 する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け 第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
所 管 課 等	(電話番号 (内線 ))
備 考	